

## ＝消費生活相談員のための判例紹介＝

組織的投資まがい詐欺被害における末端勧誘者の故意・過失責任 —被害者の救済を求めて—

奈良地裁H28(ワ)15/控訴審：大阪高裁H30(ネ)1282、奈良地裁H30(ワ)79/控訴審：大阪高裁R2(ネ)756

弁護士 皐月宏彰(奈良弁護士会)

### 1 訴訟当事者・投資商品・訴訟の整理

本件は、株式会社Gの代表者Wが中心となって、大規模な組織的投資まがい詐欺被害が行われ、償還が停止し、元本が返ってこなくなったことについて、各会社、代表者及び末端勧誘者の全てに対して、被害者らが訴訟を提起し、金銭詐取を目的とした不法行為の故意あるいは過失責任が認められた事案である。

当職が代理をした被害者は5名であり、合計5種類の投資商品が問題となり、被告となった会社は5社、会社代表者は6名(うち2名とは訴外和解・取下げ)、末端勧誘者は2名である。被害者や被告、投資商品が違っているため、裁判もそれぞれ分けて提起された。

以下に、原告をX1～5、会社、G代表者W以外の代表者Y1～6、末端勧誘者Z1～2にて、整理する。

#### 第1訴訟【原審：奈良地裁H27(ワ)130/控訴審：大阪高裁H28(ネ)2485】

①投資商品：信託受益権(消火器リサイクル事業・石油採掘事業)

原告：X1～5

被告：(株)R、(株)G、R代表者Y1・Y2、G代表者W

②投資商品：事業活性ファンド(コールセンター事業・水の事業)

原告：X4

被告：(株)G、(株)L、W、L代表者Y3

#### 第2訴訟【原審：奈良地裁H28(ワ)15/控訴審：大阪高裁H30(ネ)1282/上告：令和元年(オ)1496・令和元年(受)1844】

投資商品：第1訴訟と同じ

原告：X1～5 被告：Z1、Z2

#### 第3訴訟【原審：奈良地裁H30(ワ)79/控訴審：大阪高裁R2(ネ)756】

投資商品：事業活性ファンド(クリニックのリース事業)、G社債、FX

原告：X4

被告：(株)I、(株)P、I代表者Y4・Y5、P代表者Y6、Z1、Z2

※Z1は原告ら5名全員の全投資商品に、Z2はX4・X5の投資商品の勧誘に携わっていた。

### 2 事案の概要と訴訟提起の経緯

①2011年秋頃から、会社代表者らの指示を受けてZ1らが、Xらの通っていたサークルのつながりを利

用してXらを言葉巧みにセミナーに誘い入れ、講師役のZ2らが、消火器リサイクル事業や石油採掘事業について「年利15%、3年で償還される、絶対儲かる」などと勧誘して、多い者であれば1000万円を超える多額の投資をさせた。さらに、Lが運用する事業活性ファンドの勧誘もなされ、X4が追加投資を行った。その後、会社から償還はなされたが、2年程度で止まり、支払いが出来ない旨の手紙が届いた。償還が止まる直前の2017年4月には、Rが行政処分を受け、金融庁から、信託財産の分別管理が出来ていないこと(自転車操業になっていたこと)等の問題が指摘されていた。

②行政処分と償還停止による混乱の時期に、「信託受益権の損を取り戻せる」「病院だから安心」「社債は確実」などとZ1、Z2から勧誘を受け、X4は、Iの事業活性ファンド、社債、FXに追加投資したが、これらも償還は停止し、全て破綻した。

③当職は、Xらの代理人として会社等に元金の返還を求めたが、会社からはまともな反応はなく、Z1から事情を聞くも、自分は知らなかったと言うばかりで、Z2は話し合いすら拒否した。

④そのため、詐欺性が明白に認められるR・Gとその代表者らに対し、信託受益権と事業活性ファンドに関する不法行為の損害賠償請求訴訟を奈良地裁に提起した(第1訴訟)。

会社からは弁護士が代理人となって応訴されたが、不知の答弁が続き、事案の解明がなされない可能性が出てきたため、Z1・Z2に対しても不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟を提起した(第2訴訟)。

⑤第1訴訟の判決が先行し、全ての投資商品には実体がないことが認められ、会社・代表者らには詐欺の故意があるとして、全額の賠償責任が認められた。Lの代表者Y3は控訴したが、棄却され、責任は確定した。

⑥信託受益権と事業活性ファンドが実体のない詐欺であることが確定したため、X4は、Iのファンド、社債、FXについても、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟を、各会社、代表者、Z1、Z2に提起した(第3訴訟)。Iには、Gとは異なる代理人弁護士がついて応訴されたが、全額の責任が認められた。代表者ではなくなっていたY4とY5については、Y4が一定額を支払うことを条件に、請求を取り下

げる訴外和解が成立し、Y4から支払がなされた。

- ⑦しかし第3訴訟の途中で、予想に反し、第2訴訟のZ1、Z2の責任を全て否定する判決（原告側全面敗訴）が下され、原告側は控訴した。控訴審で審理は継続し、判決で原審が取り消され、Z1、Z2には故意があるとし、全額の責任が認められた。Z2は、会社とは異なる弁護士をたてて上告するが、上告は棄却され、Z1、Z2の責任は確定した。
- ⑧第2訴訟の控訴審判決から上告棄却までの間に、第3訴訟の判決が下され、Z1及びZ2に、故意または重大な過失があったとして、全額の責任が認められた。Z1、Z2はともに控訴し、Z2は、第2訴訟の上告審と同じ代理人弁護士をたてて応訴した。

控訴審では、裁判所から和解勧告がなされたが、決裂し、判決が下された。判決は、Z1、Z2の故意は否定されたが、過失が認められる一方で、X3にも過失が認められるとして、責任が減額された（Z1・Z2の責任は7割（過失相殺は3割））。

- ⑨Z1、Z2は上告をしなかったため、全ての紛争が終結した。現在は、各被告らに対して、賠償金の回収に取り組んでいる。

### 3 争点の解説

本件は、Gの代表者Wが中心となり、実体のない投資事業を次々と作り上げ、その投資名目で、勧誘者らをして、資金集めを繰り返し、自転車操業がなくなると、償還を停止し、逃亡をするといった悪質な組織的詐欺の事案であった。被害総額は数億円に及んだ。金融庁からの行政処分を受けたにも関わらず、さらに投資商品を作り出して資金集めを継続したことをみると、その悪質性が明白であった。

裁判所は、全ての投資事業には実体がなく、破綻が確実なのにそれを秘して資金集めを繰り返したことについて、詐欺の故意があるとして、会社と代表者らの不法行為責任を認めた。W以外の各会社代表者らは、「詐欺とは知らなかった」「Wに騙された」「名目的な代表であった」等と弁解したが、全て排斥された。ここまでは予想通りの結果であった。

しかし、Z1やZ2らが、「自分たちも被害者だ（同じ投資商品を自分や家族も購入して損失を受けていた）。詐欺だと知っていれば家族を勧誘しない」等と反論し、第2訴訟の原審は、これを認めて原告側の請求を棄却した。

確かに、故意・過失の立証責任は原告側にあるが、行政処分後も平然で勧誘を続けていたことから、Zらは、原告側に損害を与えることを知りながら、マージンを取得するために勧誘をしていることは明らかだったが、予想を裏切る判決となってしまった。

この控訴審では、事件の全体像について詳細な事実認定が行われ、Z1やZ2の他のマルチの勧誘の経歴や、次々と同じような投資商品を勧誘し続けてきたことを踏まえて、Zらの反論は不合理だとして排斥し、故意責任を認めた。これは画期的な判決といえる。

この控訴審判決の影響もあってか、第3訴訟では、Zらには故意又は重大な過失があると判断された。第3訴訟は、行政処分後に勧誘された投資商品を対象とされており、責任は第2訴訟よりも認められやすかったのではないだろうか。原審ではZらの親族に証人尋問がなされ、証人らはZらを擁護する証言をしたが、責任が否定されるには至らなかった。

第3訴訟の控訴審では、和解勧告時に、Zらの責任は否定されないとしても、「故意」は認められのではないかとの指摘が裁判所からあった。原告側としては、一定額を譲歩する和解を受託することにしたが、被告側との隔たりが大きく、和解は決裂した。

判決では、まず、勧誘者本人や家族の投資が多額に上ること、勧誘者の報酬は少なく、投資による損失を報酬等で補填することを期待して、投資商品を実体がないことを認識して勧誘していたとは解しがたいこと、その他勧誘者と代表者らとのメールの内容等から、故意は否定した。しかし、Rが金融庁に虚偽の回答を行い、無登録の会社の信託受益権の私募をしていたことや信託財産の分別管理が出来ていなかったこと等の行政処分が指摘された問題点をあげた上で、実質的にはWが中心となってこれらが行われていたことをZらが認識し、投資詐欺がWらの指示によること、争点となっていた投資商品もWらが主導する投資詐欺の一部であったことを認識すべき状況であったものといえし、そのような状況の中でZらは勧誘を続けていることから、Iのファンドには実体がないこと、社債には償還の見込みがないこと等を認識すべき義務があったにもかかわらず、同義務を怠り、勧誘を行ったことについて過失があるとされた。

もっとも、原告側も行政処分の存在を認識し、追加で勧誘がなされたこと等の経緯を認識しつつも購入したこと等を理由に、原告側の過失は3割とする とされた。

### 4 まとめ

大規模な投資詐欺事案では、会社に対してクーリングオフや契約取消をしても回収の可能性が見込まれず、代表者や勧誘者に対して直接に責任追及をするためには、詐欺の不法行為による損害賠償請求をすることが有効である。その際には、詐欺であるか（実体のない投資まがい商品であるか）がまずは問題となり、これが認められたら、故意責任を追及することになる。

会社代表者であれば故意は比較的容易に認められるが、末端勧誘者は、「知らなかった」「騙された」等と反論することがある。そのため、第3訴訟の控訴審のように、たとえ知らなかったとしても（弁解が虚偽で、それが崩せない場合でも）、勧誘者らに、明らかに詐欺性が疑われる投資商品の勧誘に携わったことについて認識すべきであったのに、これを怠って勧誘を続けたことについて過失責任が認められれば、被害者救済に大きく前進になると考えられる。